

[事案 22-141] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

※本事案は「事案 22-140」と同一の申立人・募集銀行であるが、相手方会社が異なる申立てである。

<事案の概要>

銀行員（募集人）の執拗かつ強引な勧誘を受け、虚偽の説明により騙されて契約をさせられたとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

募集人は、退職金が募集銀行の口座に入金されてから 5 ヶ月間の間に 12 回もの勧誘を行い、以下のような強引な勧誘および虚偽の説明を行って申込書を書かせ、平成 20 年 8 月に変額個人年金保険を契約させた。このような募集人の強引かつ不適切な募集行為は不当であり、契約を取り消してほしい。

- (1) 「一般の定期預金にするよりは、利息が 130%と絶対に得ですから」との説明により勧誘した。
- (2) 募集人は、預金通帳と登録印を持参させたうえ、「この積立預金は 3 年から 5 年先でも元金は絶対に下らない。」「今日は聞いただけの確認書のサインだけです。」などと言って、変額個人年金保険の申込書とは知らせずに署名押印させた。

<保険会社の主張>

下記理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしいとの請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、契約締結にあたり 130 分間、申立人と面談を行い、申立契約が変動商品であることは、パンフレット、契約締結前交付書面等で十分説明しており、申立人もリスクを十分理解していた。
- (2) 意向確認書で申立人の意向を十分確認した上で、申立人に「契約申込書・告知書、意向確認書」を記入してもらっており、不適切な行為はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①消費者契約法第 4 条 1 項 1 号（不実告知）もしくは同項 2 号（断定的判断の提供）による取消し、②民法第 95 条（錯誤）による無効、③民法第 96 条 1 項（詐欺）による取消し、④申込意思の欠缺による無効であると解釈し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容を認めることは出来ないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 不実告知もしくは断定的判断の提供について

申立人も説明時に使用したことを認めているパンフレットや意向確認書の記載からすれば、募集人が、これら書面の記載内容に明白に反して、「3 年先に解約しても元金に利息が付いてもどってくるので、一般の定期預金よりは、利息が 130%と得です。」「3～5 年先に解約しても元金が絶対に下がりにません。」「元金は絶対に保証されます。」との説明

をしたと考えることは、到底できない。

よって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたあるいは断定的判断の提供を行ったとは認められず、消費者契約法第4条1項1号及び2号にもとづく取消しは認められない。

(2) 錯誤について

パンフレット等の記載等からすれば、申立契約の一時払保険料（元本）は変動するものであり、元本保証は10年の据置期間の後に、年金原資として保証されることは容易に認識し得る。

よって、申立契約が元本保証であり3～5年後に解約しても元本を下回らないとの錯誤の存在を認めることは困難である。また、仮に錯誤が認められるとしても、パンフレット等の内容を確認せず、申込書等に署名押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。

(3) 詐欺および申込意思の欠缺について

契約申込書の様式を見れば、この書面によって保険契約の申込みをするものであることは一目瞭然なので、募集人が申込書を前にして「今日は聞いただけの確認書で申込書ではありません。」と言ったとは到底信じられない。また、申立人が契約申込日に預金の解約請求書を作成していることからしても、同日に契約の申込みを行って保険料を支払う意図があり、申込意思を有していたと考えられる。